

多久市立義務教育学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月
多久市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	4
3. 計画期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	5



1. 計画の趣旨・現状

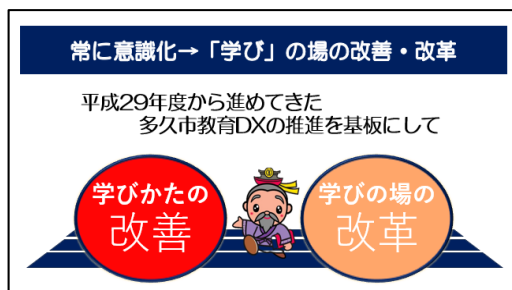
(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、「子どもたちの前でいきいきと働く姿を見せ、目指す大人像を示す」ことができるように、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、教育活動の質を維持・向上させることを目的とする。

この計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体として学校における働き方改革をより一層推進し、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることで、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

(2) 本市の現状

本市では、「多久市立義務教育学校の管理に関する規則」において、教育職員の時間外勤務時間を月 45 時間以下、年 360 時間以下として、業務量の適切な管理を行ってきた。これまでの主な取組は、次の通りである。



取組内容	開始時期
○ 時間外勤務の削減	H29 年度
○ 定時退勤日に関する共通理解と実施	H30 年度
○ 部活動指導における休養日の指針の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月～金のうちで休業日 1 日、土日のどちらかは休業日とすることを原則とし、月 8 回以上の休業日を確実に実施 ・ 部活動指導員による指導を導入（合同トレーニング・水曜日） 	H30 年度
○ 学校閉庁日の設定	H30 年度
○ 時間外電話の自粛要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への周知文書配布、メール配信 ・ 学校運営協議会や PTA 執行部で、説明 	H30 年 7 月
○ クラウド上での教材共有・管理	H30 年度
○ 3 校と市教委で情報（校務系・学習系）共有可能なシステムを構築 ※クラウド内での運用によりセキュリティも万全 〔具体例〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月 1 回の定例校長・副校長会もペーパーレスで実施中 ・ Forms を用い、アンケートのペーパーレス化と自動集計 	H30 年度
○ テレワークデイズ実証実験への参加	R2 年 8 月
○ 毎週木曜日 定時退勤日設定	R2 年 10 月
○ 学校の働き方改革フォーラム（主催：文部科学省）実践発表 会場：イイノホール 主題：クラウド活用を通じた働き方改革〈佐賀県〉	R2 年 1 月 31 日
○ 高速カラープリンターの導入	R4 年度
○ 成績 2 期制の導入	R5 年度
○ 時間外 応答メッセージ電話対応	R6 年度
○ 運動部活動休日地域移行 完全実施	R7 年度

これらの取組を経て、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、【資料1】に示す通り、年々確実に減少している。

義務教育学校体制がスタートした平成29年度と比較して約6割減となっている。市全体で取り組んできたことが一定の成果を上げていることが分かる。

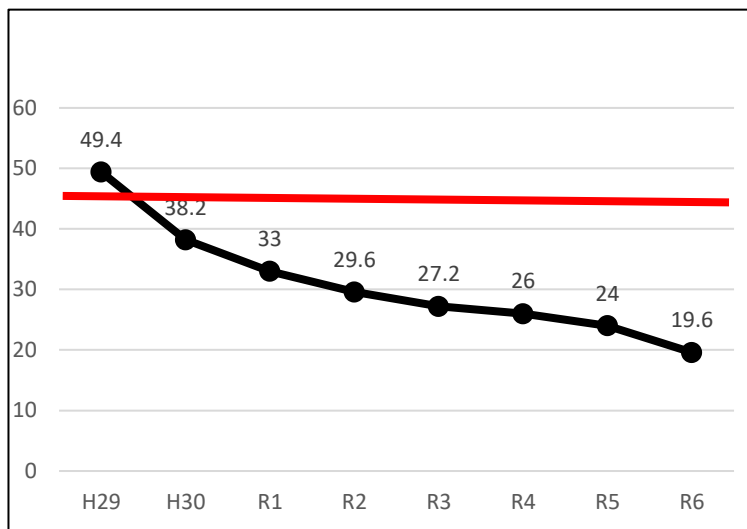
令和6年度の時間外勤務時間が月45時間を超えた教育職員の割合は、【資料2】の通りである。

多久市全体の傾向として時間外勤務時間が月45時間を超えている人数が多いのは4～6月と9～10月である。長時間勤務になっている職員が固定する傾向があるため、業務の偏りが無いかを常に見直す必要がある。

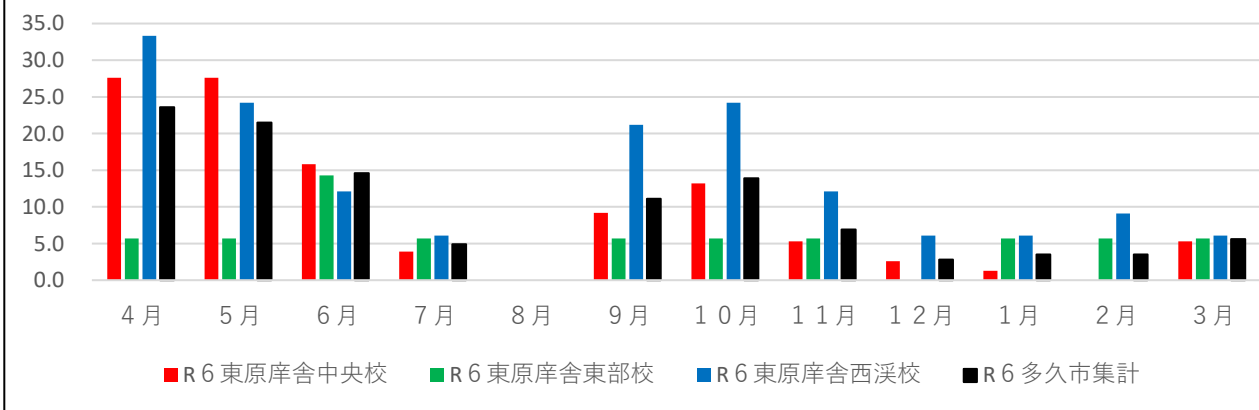
教材研究だけでなく、不登校児童生徒対応、いじめ防止対応、保護者対応など、時間外在校等時間が発生する要因は様々である。更にここ数年は、教育職員の大量退職により、欠員が生じることもあり、教育職員の負担感が増大している。学校・保護者・地域が連携・協働することによって教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

【資料1】多久市教育職員の時間外勤務時間の経年変化



【資料2】 時間外勤務時間が月45時間を超えた教育職員の割合 (R6)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6 東原庫舎中央校	27.6	27.6	15.8	3.9	0.0	9.2	13.2	5.3	2.6	1.3	0.0	5.3
R6 東原庫舎東部校	5.7	5.7	14.3	5.7	0.0	5.7	5.7	5.7	0.0	5.7	5.7	5.7
R6 東原庫舎西浜校	33.3	24.2	12.1	6.1	0.0	21.2	24.2	12.1	6.1	6.1	9.1	6.1
R6 多久市集計	23.6	21.5	14.6	4.9	0.0	11.1	13.9	6.9	2.8	3.5	3.5	5.6

2. 目標

本計画において、目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月の時間外在校等時間が45時間以下、1年間の時間外在校等時間の合計時間が360時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間が前年度を下回る。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。
- ストレスチェックの高ストレス者の割合が前年度を下回る。
- ストレスチェックの「働きがい」「上司からの支援」「同僚からの支援」の項目で全体の偏差値よりも良好な結果にする。
- 教育職員の健康診断受診率を100%とし、必要に応じた保健指導・医療機関受診を促進する。

3. 計画期間

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた主な業務見直し

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備特別部会
(第3回)
資料1-2

学校と教師の業務の3分類

▼ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

▼ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

① 学校以外が担うべき業務

3分類	項目	主な対応策
1	登下校の通学路における日常的な見守り活動等	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の実情を踏まえつつ、保護者又は地域住民、その他の関係者の参画を得て、学校以外が管理を行う体制を構築する。
2	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応	<ul style="list-style-type: none"> 放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> 学校が本市の顧問弁護士等の専門家から助言を受けることができる環境を整備し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

3分類	項目	主な対応策
6	調査・統計等への回答	<ul style="list-style-type: none"> 学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図る。また、校務支援システムの機能等を活用することにより、事務負担を軽減する。
8	ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各校に常時 ICT 支援員を配置し、市教委と連携しながら対応する。
13	部活動	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に休日地域展開は実現できているので、さらに文化部を含む平日地域展開も推進していく。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

3分類	項目	主な対応策
15 16	授業準備 学習評価や成績処理	<ul style="list-style-type: none"> クラウド上に市内義務教育学校3校共通のフォルダ（学年別・教科別）を整備し、学習プリント・ワークシートの共有ができるように整備しているので、適時活用するよう全職員に浸透させる。
19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、ケース会議や研修を意図的に計画し、専門的な知見を活かしつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。 学校教育支援員、医療的ケア看護職員、日本語指導に係る職員等との協働を促進する。 教育支援センター（怒る一む）の充実を図り、学校との連携強化を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 教育職員の時間外在校等時間の実態を正確に把握し、上限時間（月 45 時間）以上となった教育職員については、その要因を把握し改善に努める。
- ② 教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ③ 学校行事や会議の精選・効率化に努め、特定の職員に負担がかかることのないように校務分掌の平準化を図る。また、当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ④ 教育職員と保護者間、教育職員と児童生徒間、学校内の連絡のデジタル化を推進する。
- ⑤ 学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら取組を進めていくための体制構築を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1 カ月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ② ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を校長・副校長会にて共有し、各校の環境改善を推進する。
- ③ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得するよう、学校に対して取得の推進を促す。
- ④ 定時退勤日（週 1 日）の実施を徹底して取り組む。
- ⑤ 長期休業期間の期間中に「学校閉庁日」を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握する。また、【資料3】に示す通り、校長・副校長会や「多久市多忙化対策協議会」において情報共有し、改善を図っていく。

【資料3】 年間スケジュール

時期	内容	詳細
4月	第1回 校長・副校長会	市教委→各校長 ・「働き方改善計画」策定依頼 ・具体的取組の例示
5月	第1回 副校長・教頭・事務長・主幹研修会	働き方改革の推進について共通理解 チェック項目を活用して
5月	多久市多忙化対策協議会	・前年度までの多久市教育職員時間外勤務時間の推移についての情報提供
6月	第3回 校長・副校長会	働き方改革についての校長のマネジメント ①時間管理 ②成果管理 ③能力管理
7月	第4回 校長・副校長会	進捗状況について情報交換
8月	テレワーク推進期間 「働き方改善計画」の中間報告①	各学校→市教委
9月	第5回 校長・副校長会	市教委→各校長・副校長 ストレスチェックの結果について情報提供
12月	「働き方改善計画」の中間報告②	各学校→市教委
1月	第8回 校長・副校長会	進捗状況について情報交換
2月	「働き方改善計画」の最終報告	各学校→市教委

- (2) 主体的に働き方改革を実行するために、各学校に「働き方改善計画」の策定依頼をする。【資料4】各学校では、全職員から「働きがいのある職場づくり」のアイデアを集め、独自の方策を立てる。
8月、12月の中間報告内容を「校長・副校長会」にて協議し、新たな改善策を講じる。

- (3) 年4回実施している各学校の学校運営協議会において、保護者及び地域住民その他の関係者と連携しながら、教育職員の業務の分担の見直しや適正を図る。

- (4) 市教委において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題があるときは、当該学校に聞き取りを行ったうえ、指導・支援を実施する。

【資料4】「働き方改善計画」様式

令和〇年度 多久市働き方改善計画
～働きがいのある職場づくりを目指して～
多久市立東原庫舎()校

【目標】
子どもたちの前でいきいきと働く姿を見せ、目指す大人像を示す（多久市共通）

【方針】
① 長時間労働の削減のため、以下の項目において数値目標を掲げて取り組む。
② 働きがいを感じることができる環境をつくっていく。

【課題】
① 全体として時間外勤務時間は減少しているが、月45時間を超える教職員も存在している。
② 児童生徒、保護者、地域との関わりによりやりがいを感じるための風土づくりが必要である。

【解決策】
全職員で働き方改革の目標や具体的方策を共通理解した上で、学期毎に振り返りを実施し、方策の見直しを行いながら改善を重ねていく。

方策①の1	◆毎週、原則○曜日を定時退勤日とし、厳守を図る。 ※学校で設定	※定時退勤の時刻は○時〇〇分（評価は○△×で）	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
評価																

※R6年度の実態をもとに評価基準は各学校で策定する

方策①の2	◆時間外勤務が45時間を超える人数の割合を前年度より下回る。	※R6年度の実態をもとに評価基準は各学校で策定する	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
評価															

◆会議の効率化を図る。
(例) 終了時刻確認 会議資料の事前配付 要点凝縮した提案等

◆意志による校内での学び合いを充実させる。校内OJT
(例) 学習研修 (授業 ノート指導 家庭学習指導の出し方 等)
生徒研修 (ほめ方・しかり方、保護者対応 等)
学校運営 (生涯活動 保護者 給食、掃除 学級会 等)

◆職員の声を学校経営に反映させる。
教職員アンケートにおいて、「働きがいのある職場づくり」のアイデアを集め、全職員で共通理解し、何か1つでも学校全体で取り組む。
方策①の2の具体的な取組を設定し、中間、最終評価を記述する

学校独自の方策

提出日：①計画5月末 ②中間評価8月上旬、12月末 ③最終評価2月校長・副校長会時